

介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

1 趣旨

この指針では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項の規定に基づき、本市が介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して実施する調査に関する基本的事項を定める。

2 目的

本調査は、法第115条の35第1項の規定による介護サービス情報の報告内容が事実 に即したものであるかを確認することにより、公表する介護サービス情報の信頼性及び正 確性を担保し、介護サービス事業者に関する利用者の選択を支援することを目的とする。

3 調査の対象等

（1）調査対象事業所等

ア 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「規則」という。）第 140条の43第1項に規定するサービス（同条第2項に規定する指定があったもの とみなされるサービスを除く。）について、新規に本市の指定を受けた事業所及び施設。

イ 本市の指定を受け、規則第140条の43第1項に規定するサービスを実施してい る事業所及び施設であって、千葉県国民健康保険連合会の審査支払データによる前年 度の介護報酬支払実績が100万円を超えるもの。

ウ その他、市長が必要と認める事業所及び施設。

（2）調査実施機関

本市職員が実施する。

（3）調査内容

ア （1）アに係る調査は、指定申請時に、規則別表第一に掲げる情報（以下「基本情 報」という。）について、書面による調査を行う。

イ （1）イに係る調査は、指定後6年以内に1回以上、基本情報及び規則別表第二に 掲げる情報（以下「運営情報」という。）について、事業所又は施設へ訪問し、実地 に よる調査を行う。

ウ （1）ウに係る調査は、基本情報及び運営情報のうち市長が必要と認める事項につ いて、実地その他の方法により調査を行う。

4 調査手数料

本調査に係る手数料は徴さないものとする。

附 則

この指針は、平成30年7月6日から適用する。